

島根県公安委員会告示第 39 号

下記の遊技機の型式につき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の検定をいう。)を行ったので、同規則第9条第1項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 3 日

島根県公安委員会委員長 遠藤 充子

申請者の氏名又は名称	申請者の住所	法人の代表者	遊技機の種類	型 式 名	製 造 業 者 名	検定番号	検 定 の 有 効 期 間
(株) 平和	東京都台東区東上野一丁目16番1号	嶺井勝也	ぱちんこ遊技機	P真黄門ちやまL9AW1	(株) 平和	0204-064	告示の日(令和2年4月3日)から3年間
(株) アムテックス	東京都台東区東上野一丁目16番1号	水島勇治	ぱちんこ遊技機	P戦国乙女6M2AZ1Y	(株) アムテックス	0204-065	告示の日(令和2年4月3日)から3年間
(株) オ ッ ケ ー	愛知県名古屋市中砂町145番地	山田道幸	ぱちんこ遊技機	Pぱちんこ仮面ライダー轟音M2	(株) オ ッ ケ ー	0204-066	告示の日(令和2年4月3日)から3年間
(株) 三 共	東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	筒井公久	ぱちんこ遊技機	Pファイバーバイオハザード2T	(株) 三 共	0204-067	告示の日(令和2年4月3日)から3年間
(株) 三 共	東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	筒井公久	ぱちんこ遊技機	PAファイバーバイオハザード2Y	(株) 三 共	0204-068	告示の日(令和2年4月3日)から3年間
(株) 三 共	東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	筒井公久	ぱちんこ遊技機	Pファイバー真花月2S	(株) 三 共	0204-069	告示の日(令和2年4月3日)から3年間
サ ミ 一 (株)	東京都品川区西品川一丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー	里見治紀	ぱちんこ遊技機	PEウレカセブンハイエボゼロSEJ D	サ ミ 一 (株)	0204-070	告示の日(令和2年4月3日)から3年間
(株) 銀座	東京都品川区西品川一丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー	後藤正人	ぱちんこ遊技機	PEウレカセブンハイエボゼロGEJ A	(株) 銀座	0204-071	告示の日(令和2年4月3日)から3年間
(株) JFJ	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	今山武成	ぱちんこ遊技機	Pリング 呪いの7日間2 JN	(株) JFJ	0204-072	告示の日(令和2年4月3日)から3年間

島根県公安委員会告示第 41 号

下記の遊技機の型式につき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の検定をいう。)を行ったので、同規則第9条第1項の規定により告示する。

令和2年4月10日

島根県公安委員会委員長 遠藤 充子

申請者の氏名又は名称	申請者の住所	法人の代表者	遊技機の種類	型式名	製造業者名	検定番号	検定の有効期間
㈱ソフィア	群馬県桐生市境野町七丁目201番地	井置定男	ぱちんこ遊技機	PモモキュンソードMC	㈱ソフィア	0204-073	告示の日(令和2年4月10日)から3年間
㈱オッケー	愛知県名古屋市中村区中砂町145番地	山田道幸	ぱちんこ遊技機	Pぱちんこ仮面ライダー轟音M6	㈱オッケー	0204-074	告示の日(令和2年4月10日)から3年間
㈱ニューギン	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	新井 悠司	ぱちんこ遊技機	P乗物娘M-K1	㈱ニューギン	0204-075	告示の日(令和2年4月10日)から3年間
㈱ニューギン	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	新井 悠司	ぱちんこ遊技機	Pビッドレッド・オペレーションM3-K1	㈱ニューギン	0204-076	告示の日(令和2年4月10日)から3年間
タイヨーエレック㈱	東京都品川区西品川一丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー	田中宏孝	回胴式遊技機	S パチスロ七つの大罪 XS	タイヨーエレック㈱	0204-077	告示の日(令和2年4月10日)から3年間

島根県公安委員会告示第 48 号

下記の遊技機の型式につき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の検定をいう。)を行ったので、同規則第9条第1項の規定により告示する。

令和2年4月17日

島根県公安委員会委員長 遠藤 充子

申請者の氏名又は名称	申請者の住所	法人の代表者	遊技機の種類	型式名	製造業者名	検定番号	検定の有効期間
㈱アムテックス	東京都台東区東上野一丁目16番1号	水島勇治	ぱちんこ遊技機	P南国育ち59AU2	㈱アムテックス	0204-078	告示の日(令和2年4月17日)から3年間
マルホン工業㈱	愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	菅原 正巳	ぱちんこ遊技機	P鳳凰∞LM	マルホン工業㈱	0204-079	告示の日(令和2年4月17日)から3年間
㈱大 一 商 会	愛知県北名古屋市沖村西ノ川1番地	市原高明	ぱちんこ遊技機	Pひぐらしのなく頃に～憩～AZ	㈱大 一 商 会	0204-080	告示の日(令和2年4月17日)から3年間
京 楽 産 業 ㈱	愛知県名古屋市中区錦三丁目24番4号	榎本善紀	回胴式遊技機	Sパチスロ沖ハナKA	京 楽 産 業 ㈱	0204-081	告示の日(令和2年4月17日)から3年間
㈱ オ ッ ケ ー	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地	山田道幸	回胴式遊技機	Sパチスロ沖ハナMB	㈱ オ ッ ケ ー	0204-082	告示の日(令和2年4月17日)から3年間
㈱サボハニ	東京都中央区京橋三丁目1番1号	白山 雅貴	回胴式遊技機	S吉宗3EA5	㈱サボハニ	0204-083	告示の日(令和2年4月17日)から3年間

島根県公安委員会告示第 52号

下記の遊技機の型式につき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の検定をいう。)を行ったので、同規則第9条第1項の規定により告示する。

令和2年4月24日

島根県公安委員会委員長 遠藤 充子

申請者の氏名又は名称	申請者の住所	法人の代表者	遊技機の種類	型式名	製造業者名	検定番号	検定の有効期間
(株)オズ	沖縄県宜野湾市長田一丁目19番10-302号玉善ビル	國吉 修	回胴式遊技機	SOZ1-01	(株)オズ	0204-084	告示の日(令和2年4月24日)から3年間
(株)高尾	愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地	内ヶ島 隆寛	ぱちんこ遊技機	P貞子3D2S2B	(株)高尾	0204-085	告示の日(令和2年4月24日)から3年間
(株)高尾	愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地	内ヶ島 隆寛	ぱちんこ遊技機	Pカイジ沼4S2A	(株)高尾	0204-086	告示の日(令和2年4月24日)から3年間
(株)ミズホ	東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟	海老原 信夫	回胴式遊技機	S/アナターのオット!?は一です/BR	(株)ミズホ	0204-087	告示の日(令和2年4月24日)から3年間